

公益社団法人日本コンクリート工学会  
学会賞選考委員会の運営等に関する内規

昭和56年7月22日 制定  
平成29年1月26日 改正  
平成30年6月23日 改正  
平成31年4月23日 改正  
令和2年5月18日 改正  
令和3年4月20日 改正

(目的)

第1条 この内規は、学会賞選考委員会規程（以下「規程」という。）第6条に基づき、学会賞選考委員会（以下「委員会」という。）の運営及び学会賞の審査要領について定める。

(委員の職務停止)

第2条 日本コンクリート工学会賞表彰制度規則（以下「規則」という。）第3条、第4条及び第5条の学会賞の候補に、委員会の委員又は委員の業績若しくは作品が推薦された場合、当該委員は、当該学会賞の選考に関わる職務を行うことはできない。

(対象業績の期間)

第3条 規則第3条、第4条及び第6条の本学会の刊行物は、表彰年の前年8月までの2年間に刊行されたものとする。ただし、同一の課題につき、それ以前の刊行物に発表されたものがあるときは、一連の業績として対象とすることができる。

2. 規則第5条の作品は、原則として表彰年の前年8月までの2年間に竣工したものとする。
3. 規則第7条に関わる学会事業への貢献度は、表彰年度の前年度までのすべての年度に亘ったものとする。

(審査員)

第4条 委員会の委員長は、規則第3条、第4条、及び第6条の学会賞候補1件につき3名以上の審査員を委員の中から指名する。ただし、必要のある場合、前段に記載の3名以上の審査員のうち2名までについては、委員以外の正会員のうち専門知識を有する学識経験者等を審査員として指名することができる。

2. 規則第5条の候補審査に関わる審査員は、主査1名、副査1名を幹事の中から、その他10名以内を委員の中から、それぞれ委員長が指名する。
3. 規則第7条の候補審査に関わる審査員は全委員とする。

(審査基準)

第5条 学会賞の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 論文賞
  - ① 独創性
  - ② 学問上の発展性
  - ③ 工学上の貢献
- (2) 技術賞
  - ① 独創性
  - ② 実用上の発展性
  - ③ 工学上の貢献
- (3) 作品賞
  - ① 美的価値や技術的価値又はその向上への寄与
  - ② 独創性
  - ③ 周辺環境との調和又はその向上への寄与
- (4) 奨励賞
  - ① 独創性
  - ② 萌芽性
  - ③ 将来性
- (5) 功労賞  
功労賞の審査基準は、別に定める。

(審査要領)

第6条 審査員は、それぞれ審査した学会賞候補に対し、審査意見及び評価を付した審査結果を委員長に提出する。

(委員会)

第7条 委員会は、学会賞候補の推薦書、審査基準及び審査結果を参考として、十分討議の上、理事会に答申すべき受賞候補を決定する。受賞候補を決定する際の委員会の定足数は3分の2以上とする。この場合において、書面をもってあらかじめ意思表示したものは出席者とみなす。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、委員会が決定する。